

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月21日
【会社名】	セブンシーズホールディングス株式会社
【英訳名】	SEVEN SEAS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 星野 喜宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
【電話番号】	03-5501-4100
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
【電話番号】	03-5501-4100
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月20日開催の当社第14回株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 496,888,728円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 496,888,728円

第2号議案 定款一部変更の件

「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。

平成30年10月1日付で「FRACTALE株式会社」に商号変更を行うものであります。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、星野喜宏、藤堂裕隆、関裕司、堀江聡寧を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、矢島勝、松山昌司、坂田靖志を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	54,237	34	-	（注）1	可決 99.94
第2号議案 定款一部変更の件	54,249	22	-	（注）2	可決 99.96
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件					
星野 喜宏	54,250	21	-	（注）3	可決 99.96
藤堂 裕隆	54,251	20	-		可決 99.96
関 裕司	54,246	25	-		可決 99.95
堀江 聡寧	54,250	21	-		可決 99.96

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 矢島 勝 松山 昌司 坂田 靖志	54,236 54,241 54,241	35 30 30	- - -	(注)3	可決 99.94 可決 99.94 可決 99.94
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	54,242	29	-	(注)1	可決 99.95
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	54,243	29	-	(注)1	可決 99.95

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以 上